

水道料金の変遷（市街地）

明治 33 年 4 月 1 日制定

種 別	基本水量	基本料金	超過料金
専用栓家事用	1 戸 1 ヶ月 5 人	55 銭	1 人につき 9 銭
共用栓	家賃 1 ヶ月 6 円～8 円未満 家賃 1 ヶ月 4 円～6 円未満 家賃 1 ヶ月 4 円未満 家賃 1 ヶ月 8 円以上 (原則として共用しない特例)	30 銭 20 銭 10 銭 40 銭	
官・公衙用	1 戸 1 ヶ月 100 石 (原則として共用しない特例)	8 銭	1 石につき 8 厘
湯屋用	1 戸 1 ヶ月 400 石 (原則として共用しない特例)	2 銭	1000 石まで 1 石につき 5 厘 それ以上 4.5 厘
工場・臨時用			1 石につき 1 銭
船舶用	港内 港外		1 t につき 35 銭以内 1mil. ごとに 10 銭加算
支栓料	1 個 1 ヶ月		17 銭 5 厘

明治 42 年 8 月 1 日改定

種 別	基本水量	基本料金	超過料金
専用栓家事用	1 戸 1 ヶ月 500 立方尺	70 銭	100 立方尺につき 14 銭
連合栓	1 戸 1 ヶ月 450 立方尺	63 銭	100 立方尺につき 14 銭
共用栓	1 戸 1 ヶ月 5 戸以内 300 立方尺 1 戸 1 ヶ月 6 戸以内 200 立方尺	33 銭 22 銭	100 立方尺につき 11 銭 100 立方尺につき 11 銭
官・公衙用	1 戸 1 ヶ月 650 立方尺	1 円 04 銭	100 立方尺につき 16 銭
湯屋用	1 戸 1 ヶ月 300 立方尺	3 円 00 銭	100 立方尺につき 10 銭
工場・営業用	官・公衙用を含む		
船舶	港内 港外		1 t につき 35 銭以内 1mil. ごとに 10 銭加算
支栓料	なし		

大正 8 年 6 月 1 日改定

種 別	基本水量	基本料金	超過料金
専用栓家事用	1 戸 1 ヶ月 450 立方尺まで	80 銭	100 立方尺につき 18 銭
共用栓	5 戸以内, 1 戸 1 ヶ月 300 立方尺まで 6 戸以上, 1 戸 1 ヶ月 200 立方尺まで 自動共用栓 100 立方尺につき	38 銭 25 銭 20 銭以内	100 立方尺につき 13 銭 100 立方尺につき 13 銭
官公衙・工場用	1 戸 1 ヶ月 600 立方尺まで	1 円 20 銭	100 立方尺につき 21 銭
湯屋用	1 戸 1 ヶ月 1,300 立方尺まで	3 円 40 銭	100 立方尺につき 12 銭
噴水・臨時用	1 戸 1 ヶ月 1,000 立方尺まで	5 円 20 銭	100 立方尺につき 52 銭
水圧利用	1 戸 1 ヶ月 1,500 立方尺まで	15 円	100 立方尺につき 1 円
船舶 ・ 自用 ・ 自用外市営 ・ 港外給水	1 所 1 ヶ月 50 t まで 1 t につき 1mil. または, その端数毎に	10 円 50 銭以内 15 銭以内 増徴	1 t につき 23 銭

昭和 16 年 4 月 1 日改定

種 別	基本水量	基本料金	超過料金
専用家事用	1 戸 1 ヶ月 10 m ³ まで	85 銭	1 m ³ につき 85 銭
共用家事用	5 戸以内, 1 戸 1 ヶ月 7 m ³ まで 6 戸以上, 1 戸 1 ヶ月 5 m ³ まで 自動共用栓 2 m ³ につき	38 銭 25 銭 15 銭以内	1 m ³ につき 54 銭 1 m ³ につき 50 銭
官公衛・工場用	1 戸 1 ヶ月 15 m ³ まで	1 円 35 銭	1 m ³ につき 90 銭
湯屋営業用	1 戸 1 ヶ月 85 m ³ まで	3 円 40 銭	1 m ³ につき 45 銭
噴水・臨時用	1 戸 1 ヶ月 22 m ³ まで	5 円 50 銭	1 m ³ につき 2 円 50 銭
水圧利用	1 戸 1 ヶ月 36 m ³ まで	17 円 00 銭	1 m ³ につき 47 銭
船舶 ・ 自用 ・ 自用外市営 ・ 港外給水	1 所 1 ヶ月 40 m ³ まで 1 m ³ につき 距離 1km または, その端数ごとに	10 円 00 銭 50 銭以内 12 銭以内 増徴	1 m ³ につき 26 銭

昭和 20 年 4 月 1 日改定

種 別	基本水量	基本料金	超過料金
専用栓	1 戸 1 ヶ月 10 m ³ まで	1 円 00 銭	1 m ³ につき 10 銭
共用栓	1 戸 1 ヶ月 10 m ³ まで	60 銭	1 m ³ につき 6 銭
湯屋営業用	1 m ³ につき	4 銭	
噴水・工事・水圧 その他 臨時用	1 戸 1 ヶ月 10 m ³ まで	5 円 00 銭	1 m ³ につき 50 銭
船舶 ・ 自用 ・ 自用外市営 ・ 港外給水	1 所 1 ヶ月 40 m ³ まで 1 m ³ につき 距離 1km または, その端数ごとに	12 円 00 銭 80 銭以内 20 銭以内 増徴	1 m ³ につき 30 銭

昭和 21 年 4 月 1 日改定

種 別	基本水量	基本料金	超過料金
専用計量栓	1 戸 1 ヶ月 20 m ³ まで	4 円 00 銭	1 m ³ につき 40 銭
専用定額栓	1 戸 1 ヶ月につき	4 円 00 銭	
共用栓	1 戸 1 ヶ月につき	2 円 00 銭	1 m ³ につき 6 銭
湯屋営業用	1 m ³ につき	10 銭	
噴水・工事・水圧 その他臨時用	1 戸 1 ヶ月 10 m ³ まで	25 円 00 銭	1 m ³ につき 2 円 50 銭
船舶 ・ 自用 ・ 自用外市営 ・ 港外給水	1 所 1 ヶ月 40 m ³ まで 1 m ³ につき 距離 1km または, その端数ごとに	40 円 00 銭 2 円以内 50 銭以内 増徴	1 m ³ につき 1 円 00 銭

昭和 21 年 10 月 1 日改定

種 別	基本水量	基本料金	超過料金
専用栓	1 戸 1 ヶ月 5 人まで	10 円 00 銭	1 人増すごとに 2 円 00 銭
共用栓	1 戸 1 ヶ月 5 人まで	6 円 00 銭	1 人増すごとに 1 円 00 銭
官公衛・工業用	1 戸 1 ヶ月 20 m ³ まで	20 円 00 銭	1 m ³ につき 2 円 00 銭
湯屋営業用	1 戸 1 ヶ月 100 m ³ まで	50 円 00 銭	1 m ³ につき 50 銭
工事・水圧その他臨時	1 戸 1 ヶ月 10 m ³ まで	100 円 00 銭	1 m ³ につき 10 円 00 銭
撒水・噴水用	1 戸 1 ヶ月 10 m ³ まで	200 円 00 銭	1 m ³ につき 20 円 00 銭
船舶 ・ 自用 ・ 自用外市営 ・ 港外給水	1 所 1 ヶ月 40 m ³ まで 1 m ³ につき 距離 1km または、その端数ごとに	100 円 00 銭 6 円以内 1 円 50 銭 以内増徴	1 m ³ につき 2 円 50 銭
支給水栓	1 個 1 ヶ月	1 円 00 銭	

昭和 22 年 9 月 1 日改定

種 別	基本水量	基本料金	超過料金
専用家事用	1 戸 1 ヶ月 5 人まで	20 円	1 人増すごとに 4 円
共用家事用	1 戸 1 ヶ月 5 人まで	15 円	1 人増すごとに 3 円
官・公・学校用	1 戸 1 ヶ月 20 m ³ まで	40 円	1 m ³ につき 2 円
営業用	1 戸 1 ヶ月 20 m ³ まで	60 円	1 m ³ につき 4 円
工場用	1 戸 1 ヶ月 100 m ³ まで	200 円	1 m ³ につき 2 円
湯屋用	1 戸 1 ヶ月 100 m ³ まで	100 円	1 m ³ につき 1 円
工事・水圧その他臨時	1 戸 1 ヶ月 10 m ³ まで	200 円	1 m ³ につき 20 円
撒・噴水用	1 戸 1 ヶ月 10 m ³ まで	400 円	1 m ³ につき 40 円
船舶 ・ 自用 ・ 自用外市営 ・ 港外給水	1 所 1 ヶ月 40 m ³ まで 1 m ³ につき 距離 1km または、その端数ごとに	200 円 8 円以内 3 円以内 増徴	1 m ³ につき 5 円
支給水栓	1 個 1 ヶ月	2 円	

昭和 23 年 6 月 1 日改定

種 別	基本水量	基本料金	超過料金
定額栓専用	1 戸 1 ヶ月 5 人まで	40 円	1 人増すごとに 10 円
定額栓共用	1 戸 1 ヶ月 5 人まで	30 円	1 人増すごとに 6 円
専用家事用	1 戸 1 ヶ月 10 m ³ まで	40 円	1 m ³ につき 5 円
共用家事用	1 戸 1 ヶ月 10 m ³ まで	40 円	1 m ³ につき 4 円
官・公衛	1 戸 1 ヶ月 20 m ³ まで	80 円	1 m ³ につき 5 円
営業用	1 戸 1 ヶ月 20 m ³ まで	120 円	1 m ³ につき 8 円
工場用	1 戸 1 ヶ月 100 m ³ まで	400 円	1 m ³ につき 5 円
湯屋用	1 戸 1 ヶ月 100 m ³ まで	350 円	1 m ³ につき 4 円
噴水・工事・水圧・臨時	1 戸 1 ヶ月 10 m ³ まで	400 円	1 m ³ につき 40 円
支給水栓	1 個 1 ヶ月	5 円	

※船舶給水については、局外（港湾部）取扱いとなる。

昭和 23 年 8 月 1 日改定

種 別	基本水量		基本料金	超過料金
定額栓専用	1 戸 1 ヲ月	5 人まで	60 円	1 人増すごとに 14 円
定額栓共用	1 戸 1 ヲ月	5 人まで	50 円	1 人増すごとに 12 円
専用家事用	1 戸 1 ヲ月	10 m ³ まで	60 円	1 m ³ につき 7 円
共用家事用	1 戸 1 ヲ月	10 m ³ まで	50 円	1 m ³ につき 6 円
官・公衙	1 戸 1 ヲ月	20 m ³ まで	120 円	1 m ³ につき 7 円
営業用	1 戸 1 ヲ月	20 m ³ まで	180 円	1 m ³ につき 12 円
工場用	1 戸 1 ヲ月	100 m ³ まで	600 円	1 m ³ につき 7 円
湯屋用	1 戸 1 ヲ月	100 m ³ まで	500 円	1 m ³ につき 6 円
噴水・工事・水圧・臨時	1 戸 1 ヲ月	10 m ³ まで	500 円	1 m ³ につき 50 円
支給水栓	1 個 1 ヲ月		8 円	

昭和 24 年 6 月 1 日改定

種 別	基本水量		基本料金	超過料金
定額栓専用	1 戸 1 ヲ月	5 人まで	75 円	1 人増すごとに 20 円
定額栓共用	1 戸 1 ヲ月	5 人まで	60 円	1 人増すごとに 16 円
専用家事用	1 戸 1 ヲ月	10 m ³ まで	75 円	1 m ³ につき 10 円
共用家事用	1 戸 1 ヲ月	10 m ³ まで	60 円	1 m ³ につき 8 円
官・公衙	1 戸 1 ヲ月	20 m ³ まで	150 円	1 m ³ につき 10 円
営業用	1 戸 1 ヲ月	20 m ³ まで	230 円	1 m ³ につき 17 円
工場用	1 戸 1 ヲ月	100 m ³ まで	750 円	1 m ³ につき 10 円
湯屋用	1 戸 1 ヲ月	100 m ³ まで	600 円	1 m ³ につき 8 円
噴水・工事・水圧・臨時	1 戸 1 ヲ月	10 m ³ まで	650 円	1 m ³ につき 70 円
支給水栓	1 個 1 ヲ月		10 円	

昭和 26 年 10 月 1 日改定

種 別	基本水量		基本料金	超過料金
定額栓専用	1 戸 1 ヲ月	5 人まで	100 円	1 人増すごとに 28 円
定額栓共用	1 戸 1 ヲ月	5 人まで	78 円	1 人増すごとに 21 円
専用家事用	1 戸 1 ヲ月	10 m ³ まで	100 円	1 m ³ につき 14 円
共用家事用	1 戸 1 ヲ月	10 m ³ まで	78 円	1 m ³ につき 10 円
官・公衙用	1 戸 1 ヲ月	20 m ³ まで	200 円	1 m ³ につき 14 円
営業用	1 戸 1 ヲ月	20 m ³ まで	315 円	1 m ³ につき 24 円
工場用	1 戸 1 ヲ月	100 m ³ まで	1,000 円	1 m ³ につき 14 円
湯屋用	1 戸 1 ヲ月	100 m ³ まで	820 円	1 m ³ につき 11 円
噴水・工事・水圧・臨時	1 戸 1 ヲ月	10 m ³ まで	900 円	1 m ³ につき 100 円
支給水栓	1 個 1 ヲ月		10 円	

昭和 29 年 5 月 1 日改定

種 別	基本水量		基本料金	超過料金
専用家事用	1 戸 1 ヶ月	10 m ³ まで	120 円	1 m ³ につき 17 円
共用家事用	1 戸 1 ヶ月	10 m ³ まで	100 円	1 m ³ につき 13 円
官公署用	1 戸 1 ヶ月	20 m ³ まで	240 円	1 m ³ につき 17 円
営業用	1 戸 1 ヶ月	20 m ³ まで	380 円	1 m ³ につき 29 円
工場用	1 戸 1 ヶ月	100 m ³ まで	1,200 円	1 m ³ につき 17 円
湯屋用	1 戸 1 ヶ月	300 m ³ まで	3,300 円	1 m ³ につき 13 円 50 銭
撒・噴水・水圧・臨時用	1 戸 1 ヶ月	10 m ³ まで	1,000 円	1 m ³ につき 120 円
専用定額栓	1 戸 1 ヶ月	5 人まで	120 円	1 人増すごとに 34 円
共用定額栓	1 戸 1 ヶ月	5 人まで	100 円	1 人増すごとに 26 円
支給水栓	1 個 1 ヶ月		10 円	

昭和 33 年 6 月 1 日改定

種 別	基本水量		基本料金	超過料金
専用家事用	1 戸 1 ヶ月	10 m ³ まで	140 円	1 m ³ につき 21 円
共用家事用	1 戸 1 ヶ月	10 m ³ まで	115 円	1 m ³ につき 16 円
官公署用	1 戸 1 ヶ月	10 m ³ まで	140 円	1 m ³ につき 21 円
営業用第 1 種	1 戸 1 ヶ月	10 m ³ まで	140 円	1 m ³ につき 36 円
営業用第 2 種	1 戸 1 ヶ月	10 m ³ まで	140 円	1 m ³ につき 34 円
工場用	1 戸 1 ヶ月	100 m ³ まで	1,400 円	1 m ³ につき 21 円
湯屋用	1 戸 1 ヶ月	300 m ³ まで	3,900 円	1 m ³ につき 16.5 円
専用定額栓	1 戸 1 ヶ月	5 人まで	140 円	1 人増すごとに 42 円
共用定額栓	1 戸 1 ヶ月	5 人まで	115 円	1 人増すごとに 32 円
支栓料	1 個 1 ヶ月		10 円	

昭和 38 年 8 月 1 日改定

種 別	基本水量		基本料金	超過料金
専用家事用	1 戸 1 ヶ月	10 m ³ まで	190 円	1 m ³ につき 29 円
共用家事用	1 戸 1 ヶ月	10 m ³ まで	155 円	1 m ³ につき 22 円
官公署用	1 戸 1 ヶ月	10 m ³ まで	190 円	1 m ³ につき 30 円
営業用第 1 種	1 戸 1 ヶ月	10 m ³ まで	190 円	1 m ³ につき 50 円
営業用第 2 種	1 戸 1 ヶ月	10 m ³ まで	190 円	1 m ³ につき 47 円
工場用	1 戸 1 ヶ月	100 m ³ まで	1,900 円	1 m ³ につき 30 円
公衆浴場用	1 戸 1 ヶ月	300 m ³ まで	5,300 円	1 m ³ につき 24 円
定額栓・支栓料	廃 止			

昭和 43 年 3 月 7 日改定

メーター 口径	基本料金 (1 戸〔箇所〕 1 月につき)	用途	従量料金 (1 戸〔箇所〕 1 月につき)	
			第 1 段	第 2 段
			使用水量 30 m ³ まで ただし、 共用家事用の場合または口径 20mm 以下のメーターにより給 水を受ける場合は、使用水量 10 m ³ を超え 30 m ³ までの分	使用水量 30 m ³ を 超える分
20mm 以下	使用水量 10 m ³ まで 260 円 ただし使用水量 7 m ³ まで 190 円	一般用	1 m ³ につき 43 円	1 m ³ につき 50 円
25mm	350 円			
40mm	870 円			
50mm	1,700 円	業務用	1 m ³ につき 50 円	1 m ³ につき 64 円
75mm	3,900 円			
100mm	7,100 円			
150mm	18,000 円	公衆浴場用	1 m ³ につき 40 円	1 m ³ につき 40 円
200mm	37,000 円			
共用家事用	使用水量 10 m ³ まで 190 円 ただし使用水量 7 m ³ まで 155 円	共用家事用	1 m ³ につき 28 円	1 m ³ につき 28 円
特別給水	1 m ³ につき 100 円			

注 1 当分の間メーターの口径が 20mm 以下の場合の基本料金は、1 戸（箇所）につき使用水量 10 m³まで 190 円。

2 当分の間共用家事用の基本料金は 1 戸 1 月につき使用水量 10 m³まで 155 円。

3 昭和 45 年 3 月分までのものとして徴収する公衆浴場用従量料金は 30 円。

4 昭和 45 年 1 月 17 日に、注 1、2 の経過措置を廃止し、昭和 45 年 3 月分から上表の通りの料金が適用される。

昭和 50 年 11 月 1 日改定

(1 戸〔箇所〕 1 月につき)

メーター 口径	基本料金	用途	従量料金	
			使用水量の区分	1 m ³ につき
20mm 以下	使用水量 10 m ³ まで 420 円	一般用	～ 20 m ³	70 円
25mm	840 円		21 m ³ ～ 30 m ³	80 円
40mm	2,100 円		31 m ³ ～ 100 m ³	100 円
			101 m ³ ～	110 円
50mm	4,200 円	業務用	～ 30 m ³	90 円
75mm	9,800 円		31 m ³ ～ 60 m ³	115 円
			61 m ³ ～ 100 m ³	130 円
100mm	18,000 円		101 m ³ ～ 300 m ³	140 円
150mm	46,000 円		301 m ³ ～ 1,000 m ³	160 円
200mm	96,000 円	公衆浴場用	1,001 m ³ ～	180 円
共用家事用	使用水量 10 m ³ まで 300 円	共用家事用	11 m ³ ～	45 円
特別給水	1 m ³ あたり 200 円			

ただし、口径 20mm 以下のメーターにより給水を受ける場合は、使用水量 10 m³を超える部分の水量に係る料金

昭和 55 年 4 月 1 日改定

(1 戸〔箇所〕 1 月につき)

メーター 口径	基本料金	用途	従量料金	
			使用水量の区分	1 m ³ につき
20mm 以下	使用水量 10 m ³ まで 570 円	一般用	～ 20 m ³	93 円
25mm	1,140 円		21 m ³ ～ 30 m ³	107 円
40mm	2,850 円		31 m ³ ～ 100 m ³	135 円
50mm	5,700 円		101 m ³ ～	150 円
75mm	13,300 円	業務用	～ 30 m ³	120 円
100mm	24,500 円		31 m ³ ～ 60 m ³	155 円
150mm	62,500 円		61 m ³ ～ 100 m ³	175 円
200mm	130,000 円		101 m ³ ～ 300 m ³	192 円
		公衆浴場用		70 円
共用家事用	使用水量 10 m ³ まで 400 円	共用家事用	11 m ³ ～	55 円
特別給水	1 m ³ あたり 270 円			

ただし、口径 20mm 以下のメーターにより給水を受ける場合は、使用水量 10 m³を超える部分の水量に係る料金

昭和 59 年 4 月 1 日改定

(1 戸〔箇所〕 1 月につき)

メーター 口径	基本料金	用途	従量料金	
			使用水量の区分	1 m ³ につき
20mm 以下	使用水量 10 m ³ まで 740 円	一般用	～ 20 m ³	※ 120 円
25mm	1,490 円		21 m ³ ～ 30 m ³	130 円
40mm	3,900 円		31 m ³ ～ 100 m ³	175 円
50mm	7,600 円		101 m ³ ～	200 円
75mm	17,900 円	業務用	～ 30 m ³	※ 150 円
100mm	35,000 円		31 m ³ ～ 60 m ³	195 円
150mm	89,500 円		61 m ³ ～ 100 m ³	220 円
200mm	183,000 円		101 m ³ ～ 300 m ³	240 円
		公衆浴場用		※ 85 円
共用家事用	使用水量 10 m ³ まで 500 円	共用家事用	11 m ³ ～	67 円
特別給水	1 m ³ あたり 345 円			

注 1 ただし、※は口径 20mm 以下のメーターにより給水を受ける場合、使用水量 10 m³を超える部分の水量に係る料金である。

2 平成 4 年 4 月 1 日消費税転嫁。料金は上の基本料金と従量料金の合計額に 100 分の 103 を乗じて得た額。

平成9年4月1日改定

(1戸〔箇所〕1月につき)

メーター 口径	基本料金	用途	従量料金	
			使用水量の区分	1 m ³ につき
20mm 以下	使用水量 10 m ³ まで 880 円	一般用	～ 20 m ³	※ 145 円
25mm	1,700 円		21 m ³ ～ 30 m ³	155 円
40mm	4,500 円		31 m ³ ～ 100 m ³	215 円
50mm	8,800 円		101 m ³ ～	250 円
75mm	21,700 円	業務用	～ 30 m ³	※ 180 円
100mm	41,000 円		31 m ³ ～ 60 m ³	230 円
150mm	106,000 円		61 m ³ ～ 100 m ³	265 円
200mm	212,000 円		101 m ³ ～ 300 m ³	290 円
共用家事用	使用水量 10 m ³ まで 590 円	公衆浴場用	301 m ³ ～ 1,000 m ³	330 円
特別給水		共用家事用	1,001 m ³ ～	360 円
				※ 100 円
			11 m ³ ～	80 円
			1 m ³ あたり 415 円	

注1 ただし、※は口径20mm以下のメーターにより給水を受ける場合、使用水量10m³を超える部分の水量に係る料金である。

- 2 平成9年4月1日消費税転嫁。料金は上の基本料金と従量料金の合計額に100分の105を乗じて得た額。
- 3 基本料金については、2年間据え置いたため、平成11年4月1日より改定を実施している。
- 4 平成26年4月1日消費税転嫁。料金は上の基本料金と従量料金の合計額に100分の108を乗じて得た額。
- 5 令和元年10月1日消費税転嫁。料金は上の基本料金と従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額。